

筑下経第 224 号  
令和 7 年 10 月 1 日

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職  
筑後川下流総合管理所長 北村 達也  
(公印省略)

### 見 積 依 頼 書

- 1 件 名 ノート型パソコン外購入(オープンカウンター方式)
- 2 納入場所 福岡県久留米市安武町武島 1 0 6 3 - 2  
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所
- 3 納 期 契約締結の翌日から令和 7 年 1 2 月 1 日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ見積書を提出して下さい。

### 記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 福岡県又は佐賀県に本・支店又は営業所がある者で、一般競争(指名競争)有資格業者のうち、物品製造等(物品等の製造又は販売)の業種区分「電気通信機器類」の認定を受けている者。
- 3 見積書等
  - 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略できます。
  - 2) 提出方法 F A X (又は電子メール)による。(※F A X 番号等は、4)に記載された番号)なお、F A X (又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
  - 3) 提出期限 令和 7 年 10 月 15 日 11:00 まで
  - 4) 宛 先 独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所 経理課 猿渡・赤松  
FAX 0 9 4 2 - 2 6 - 1 5 2 5  
電子メール nyukei\_chikugokaryu@water.go.jp
  - 5) 質問書 令和 7 年 10 月 6 日 16:00 まで  
提出期限 ※質問の回答については、翌日 12:00 までにHPに掲載します。
  - 6) 見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、令和 7 年 10 月 16 日 11:00 までとします。

7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに書面により通知します。

5 そ の 他

1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2) 請負代金の支払いについては、履行完了後（納品確認後）の一括支払となります。

3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

ノート型パソコン外購入

仕 様 書

令和 7 年 9 月

独立行政法人水資源機構  
筑後川下流総合管理所

## 第1章 総 則

### 第1節 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）が施行するノート型パソコン外購入（以下「本購入」という。）に適用する。

### 第2節 契約内容

#### 1. 納入場所

福岡県久留米市安武町武島 1 0 6 3 - 2 筑後川下流総合管理所

#### 2. 納 期

契約締結の翌日から令和7年12月1日まで

#### 3. 納入機器

第2章「仕様」のとおり

#### 4. 数 量

次表のとおりとし、納品場所までの輸送費を含むものとする。

| 名 称         | 数量  | 備 考           |
|-------------|-----|---------------|
| ノート型パソコン    | 4 台 | 仕様は第2章第1節のとおり |
| パソコン用ディスプレイ | 2 台 | 仕様は第2章第2節のとおり |
| ソフトウェア      | 4 本 | 仕様は第2章第3節のとおり |

### 第3節 提出図書

受注者は、次表に掲げる図書を作成し機構に提出するものとする。

| 提 出 図 書 名  | 部数  | 提 出 期 限   | 適 用                                         |
|------------|-----|-----------|---------------------------------------------|
| 納入機器仕様確認資料 | 1 部 | 契約締結後速やかに | 納入機器の仕様が確認できるカタログ等に、第2章仕様の該当項目に赤線を引いて確認した資料 |

### 第4節 納 品

納品においては、受注者の責任により納入場所へ納めるものとし、納品方法は指定しない。

また、受注者は納品時の立会、開梱作業、梱包材等の回収作業は不要とする。なお、ソフトウェアについては、ライセンス数量を確認できる書類を納入するものとする

### 第5節 設計変更

以下の項目について設計変更をする場合がある。

1. パーソナルコンピュータ等の軽微な数量変更。
2. ソフトウェアの追加等。

### 第6節 疑 義

受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議しなければならない。

## 第2章 仕 様

### 第1節 ノート型パソコン

1. OS Microsoft Windows 11 Professional 64bit 版
2. 形状 ノート型
3. CPU (以下の性能と同等以上とする。)
  - (1) プロセッサ Core i5 シリーズプロセッサ
  - (2) CPU 世代 Core i5 第13世代以降
4. メモリ 16GB 以上(デュアルチャンネル動作)
5. SSD 容量 500GB 以上
6. キーボード 日本語キーボード JIS 標準配列又は同準拠 (テンキー付き)
7. マウス USB 接続スクロール付きマウス (レーザー式又は BlueLED 式)
8. ディスプレイ
  - (1) 画面 15.6 型以上の TFT 液晶ワイドディスプレイ
  - (2) 解像度 FHD (1920×1080) 以上
9. インタフェース
  - (1) LAN RJ45 (1000Base-T/100Base-TX) (WoL (Wake On LAN) 対応)
  - (2) Wi-Fi IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上
  - (3) 外部ディスプレイ HDMI 端子または DisplayPort (mini 及び USB-C による場合は HDMI 若しくは DisplayPort への変換機器を付属させること)
  - (4) USB USB3.0 (USB3.1 以降は TYPE-A) を 1 ポート以上を含み、充電ポートを除いて合計 3 ポート以上
  - (5) USB PD による給電に対応していること。
10. 付属品
  - (1) マニュアル 紙又は電子データ (CD, DVD 又は SSD 内への格納)
  - (2) リバリディスク メーカー出荷時の状態に復旧が可能であること (DVD 又は SSD 内への格納)
11. その他
  - (1) セキュリティスロットがあること
  - (2) 製品設計時に以下の耐久性試験を実施していることとし、試験内容を書面等(メーカー ホームページの提示可)で確認できること。
    - ・ 面加圧または局所加圧試験
    - ・ 落下試験
    - ・ キーボード耐久試験
    - ・ ヒンジ(ディスプレイ)開閉耐久試験
  - (3) カメラ・マイク・スピーカを内蔵していること
  - (4) グリーン購入法の基本方針に適合していること
  - (5) 国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること
  - (6) 本体及び SSD が 1 年以内に故障した場合は無償で修理対応可能である保証書を有していること

### 第2節 パソコン用ディスプレイ

1. 画面 23～24 型 TFT 液晶ワイドディスプレイ
2. 解像度 FHD (1,920×1,080) 以上
3. インタフェース HDMI、Display Port のいずれか 1 ポート以上
4. その他

- (1) スピーカを搭載していること
- (2) グリーン購入法の基本方針に適合していること
- (3) 国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること
- (4) 本体が 1 年以内に故障した場合は無償で修理対応可能である保証書を有していること
- (5) 映像出力ケーブルが付属すること
- (6) 第 1 節のパソコンと接続出来ること

### 第 3 節 ソフトウェア

- 1. メーカー名 JUSTSYSTEMS
- 2. 品名 JUST Office6
- 3. ライセンス区分 JL-Government

# くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱われます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、「見積依頼書等の交付受領書」くじ用数値の欄に記載してください。

記載例)

| くじ用数値 |   |   | ※数字は、明確に記載してください。 |
|-------|---|---|-------------------|
| 1     | 2 | 3 |                   |

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
  - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0     | 123   |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     |

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、  
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0     | 123   |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     |
| ◎◎工業  | ¥500,000- | 2     | 1     |

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、  
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和7年10月1日 に交付されたノート型パソコン外購入の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。